



【第3回】2014年6月24日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

時代に合わなくなった現行の配偶者控除は廃止 移転的基礎控除を基に「家族控除」の導入を ——森信茂樹・中央大学法科大学院教授・東京財団上 席研究員

配偶者控除が投げかける問題点



もりのぶ・しげき

法学博士。東京財団上席研究員、政府税制調査会専門家委員会特別委員。1973年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省、主税局総務課長、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、財務省財務総合研究所長を最後に退官。その間大阪大学教授、東京大学客員教授。主な著書に、『日本の税制 何が問題か』(岩波書店)『どうなる? どうする! 共通番号』(共著、日本経済新聞出版社)『給付つき税額控除』(共著、中央経済社)『抜本的税制改革と消費税』(大蔵財務協会)『日本が生まれ変わる税制改革』(中公新書)など。

配偶者控除というのは、一定の所得以下の配偶者(以下便宜上「専業主婦」と呼ぶ)がいる場合、世帯主(夫)に、配偶者控除という所得控除を与えて、税負担の調整を行う制度である。

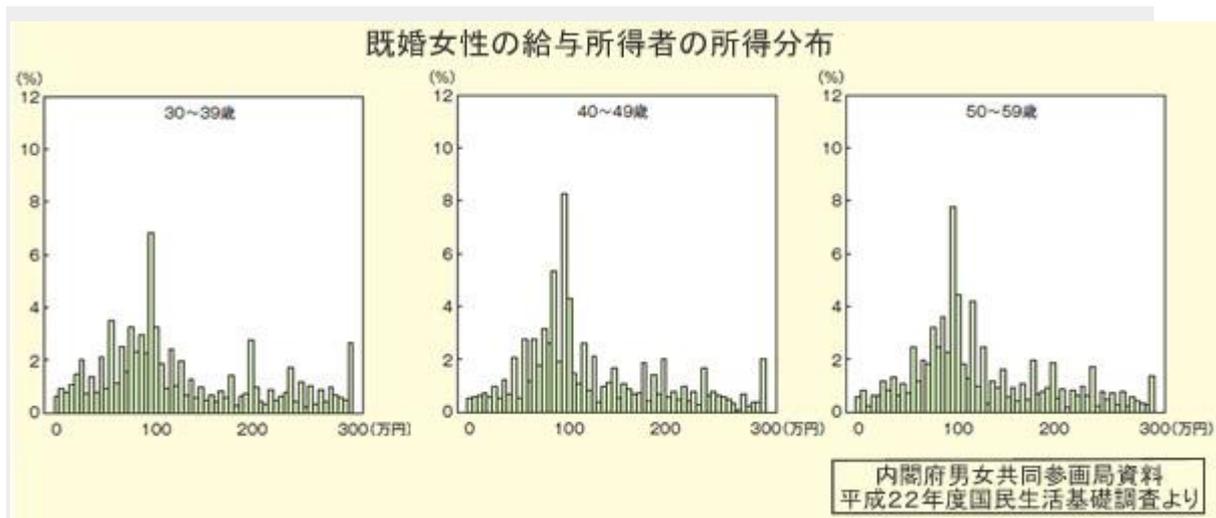
わが国の所得税制は、シャウプ勧告以来、個人を課税単位として構築してきた。個人主義の確立という戦後憲法の理念を受けて、戦前の家族単位から移行したのである。その上で、世帯の事情については、世帯主にさまざまな控除を与えるということで斟酌してきた。

配偶者については、戦前から扶養控除の対象とされてきたが、61年度改正で、「内助の功」への配慮という要素も加わり、扶養控除から独立した配偶者控除として模様替えが行われた。

しかし女性の社会進出が盛んになる2000年ごろから、女性労働の中立性を阻害するという批判にさらされることとなった。この制度があるために、女性は就労調整をするので、女性の労働の場面が制限されるという批判である。

また、共稼ぎ家庭が1000万世帯を超えるなかで、比較的高所得である専業主婦世帯だけに税の恩典を与えるのは、不公平で時代にそぐわない、という批判も加わり見直しが叫ばれてきた。

別図は、国民生活基礎調査で見た既婚女性の所得分布であるが、これを見ると圧倒的に多くの既婚女性が100万円付近で就労調整していることがわかる。アンケートでは、その理由として、配偶者控除の上限である103万円を超えると自らに税負担が生じることや、夫の配偶者控除や配偶者特別控除がなくなることがあげられている。



もっとも、配偶者控除や配偶者特別控除がなくなっても、世帯合計の手取りの逆転現象は生じないよう手当がなされている。しかし、多くの企業では、家族手当の支給が103万円と連動しており、これも合わせて考えると、103万円を超えたところでの就労調整には、それなりの理由があるとも考えられる。

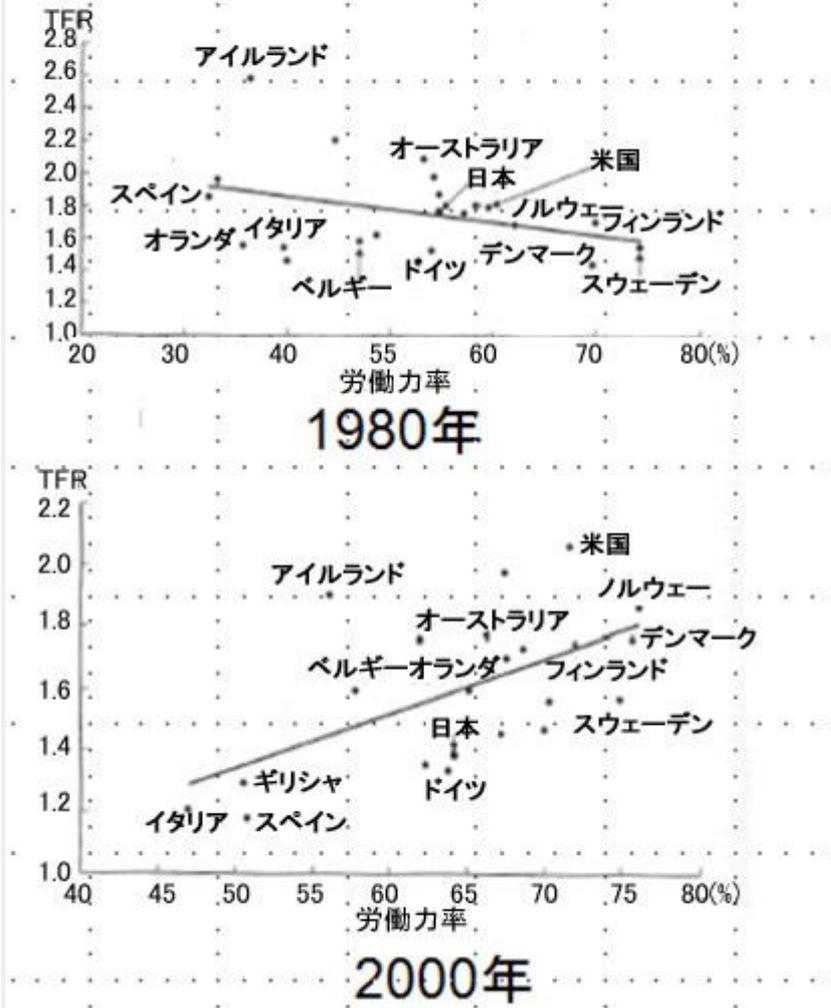
そこでこの問題は、税制・社会保険制度だけでなく、広く企業側の問題も合わせて対応していかなければならない。

いずれにしても、単身時代はバリバリ働いていたにもかかわらず、結婚・出産後に仕事に復帰する際にはパートになりがち理由は、子育て時間の確保など多様だが、政府や企業のできる対策として、「103万円の壁」を改めていくことが課題となる。

OECD 諸国は「女性の労働力率が高く出生率も高い」

女性の就労との関係で問題にされてきた配偶者控除だが、これに対し「専業主婦を優遇することが少子化対策につながる」という見解も見られる。しかし、配偶者控除は、子どもがいない専業主婦にも適用されているわけで、この見解は説得的ではない。現に事実を見ていくと、OECD 諸国は、女性の労働力率を引き上げつつ、出生率も増加させてきた。

女性労働力率と出生率(OECD統計等)



OECD 統計から筆者作成

先進諸国について、出生率(合計特殊出生率、TFR)と女性の労働力率の関係を調べてみると、上図のようになる。1980年のOECD諸国では、双方は「負の相関関係」、つまり女性の労働力率が高いほど出生率は低い傾向がある。

ところが、2000年にはこの関係は逆になっており、女性の労働力率と出生率は「正の相関関係」になる。

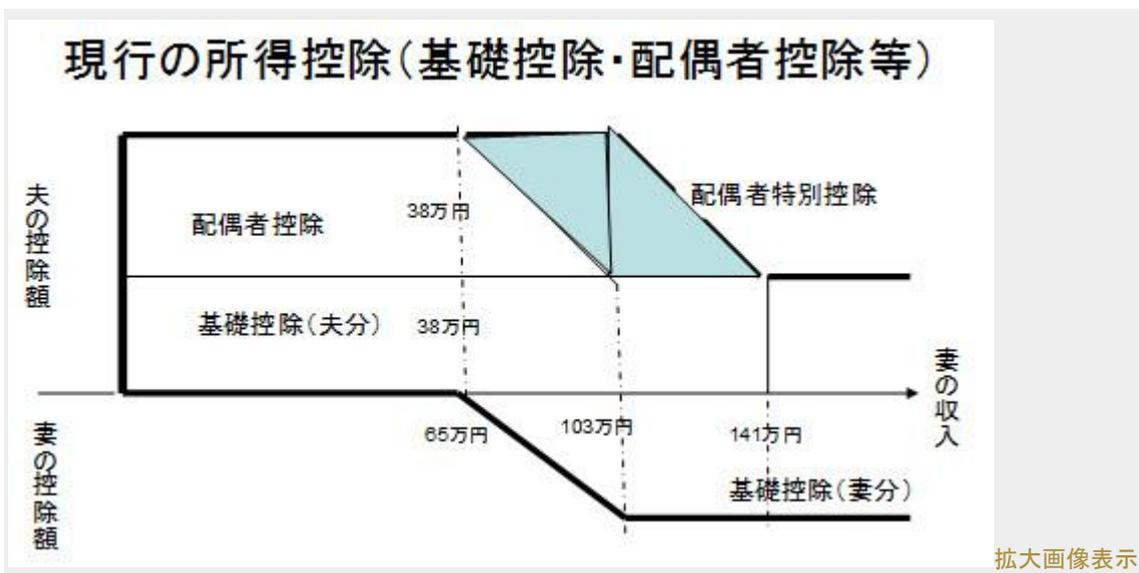
この因果関係はともかく、OECD 諸国は「女性の労働力率が高いほど出生率も高い」という姿に 20 年をかけて変化してきたことを示している。わが国もこのような社会を目指していく必要がある。

配偶者控除を廃止して「家族控除」の導入を

配偶者控除には税の公平性の観点からの批判もある。

それは、配偶者が就業しても、パート収入が 103 万円以下であれば、給与所得控除と基礎控除が適用されるので自らには課税関係が生じないうえに、夫は 38 万円の配偶者控除や配偶者特別控除が受けられる。つまり、夫と妻がダブルで控除を受けられるので、「二重控除」ではないかという問題である。とりわけ、妻の収入が 65 万円から 141 万円までは、世帯で見た控除額が増加している。

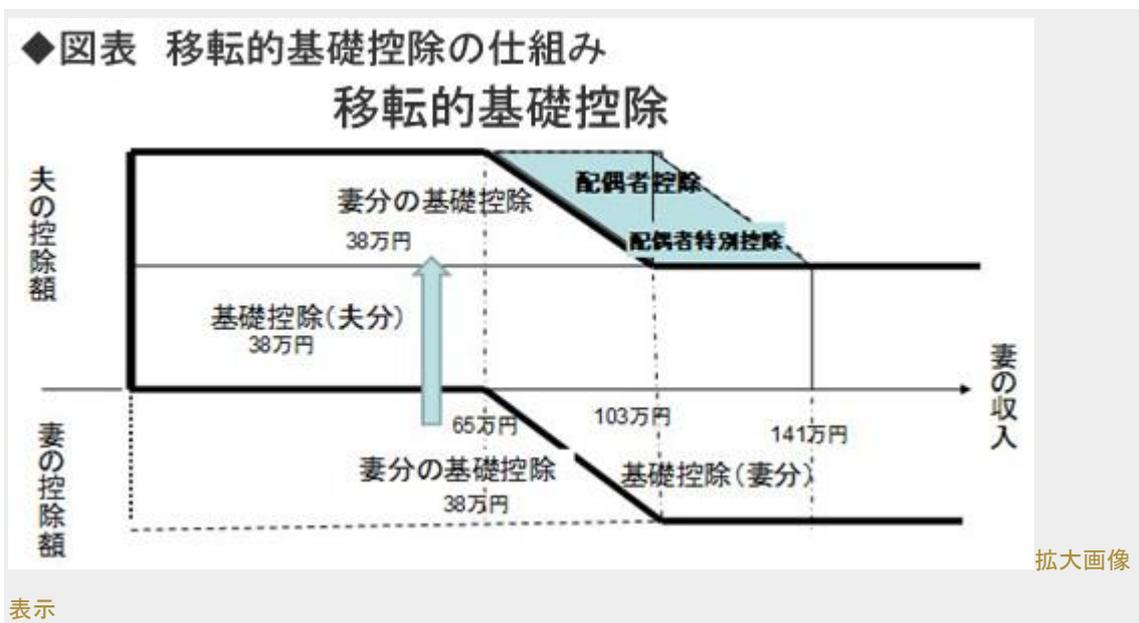
例えば妻の収入が 65 万円の時の夫婦の控除合計額は 38 万円 + 38 万円 = 76 万円であるが、103 万円時には、38 万円 + 38 万円 + 38 万円 = 114 万円となっている。図の青色部分の控除額が増加するのである。



これらを総合して考えると、以下のような方向で抜本的に改革していく必要がある。

まず、配偶者控除は廃止する。これにより、企業は家族手当を103万円に連動させる根拠を失うことになる。廃止される企業の家族手当分は、労使の話合いで別の形での給与の充実に回す。

次に、配偶者控除にかえて、「夫婦それぞれが基礎控除を持ち、妻が使いきれない場合には夫が使える」という移転的基礎控除という考え方を、「家族控除」として導入する。オランダなどで導入されているこの制度は、個人単位の税制を原則としつつ、夫婦が共に家庭を築いていこうという思想に基づくものである。



この制度の導入により、現行制度とどのような負担の違いが出てくるのか、図表に沿って説明したい。

妻の給与収入が65万円までの場合、給与所得控除があるので妻は38万円の基礎控除が使えないが、夫が使える(移転できる)ようにするので、税負担は変わらない。

妻の収入が65万円から103万円の場合、妻は基礎控除の使い残し(38万円 - (給与収入 - 65万))が生じており、その分は夫が使える。103万円を超えれば、妻は自らの基礎控除38万円を満額使うことができるので、夫に移転する基礎控除はない。

この制度のもとでは、妻の収入にかかわらず、夫婦(世帯)の控除額は 38 万円+38 万円の 76 万円となる。つまり、図の太線の幅は常に同じ額なので、103 万円の壁への意識は弱くなり、就業調整は緩和される。

一方で、配偶者控除と配偶者特別控除は廃止されるので、妻の収入が 65 万円から 141 万円の世帯(図の青色部分)の税負担は増加するという問題が生じる。その増収分は、子育て政策の拡充(歳出増)に充てることとする。

配偶者控除の廃止は、これまで何年も議論されてきたが、「専業主婦家庭の税負担増につながる」という理由でなんら手がつけられてこなかった。しかし上述の案では、極端な負担増は生じないので、専業主婦家庭も受け入れやすいはずだ。

控除を家族で分け合うという思想は、ワークシェアリング、ワークライフバランスを実践しているオランダなどの思想で、働きながら出生率を増やすという政策と親和性が高いものである。